

日亜グループ腐敗防止方針

日亜グループは、事業を行う国及び地域の法令とガイドラインを十分に理解・遵守し、いかなる場合においても直接・間接を問わず、腐敗行為に関与することを許容しません。

また、国連グローバルコンパクトの腐敗防止原則、OECD 多国籍企業行動指針、腐敗の防止に関する国際連合条約、海外腐敗行為防止法等の国際規範を尊重します。

本方針における「腐敗行為」とは、職務上の権限や地位を濫用して不正な利益を得るあらゆる行為を指し、贈収賄^{※1}、強要、ファシリテーション・ペイメント、過剰な接待・贈答品の授受、利益相反行為^{※2}、リベートやキックバックの不正收受等の横領行為、背任、談合や癒着等の不正競争、詐欺、資金洗浄、インサイダー取引、製品・サービスの不正確な情報の提供等を含みます。前述した腐敗行為のほか、不適切な輸出入管理や反社会的勢力・団体との関係も本方針の対象に含みます。

1. 適用範囲

本方針は、世界中の日亜グループで働く全ての役員・従業員に適用します。

また日亜グループの取引先等に対しても、腐敗行為防止への取組を求めています。

2. 腐敗防止に向けた体制

・組織体制

腐敗行為を防止し有事に対応するための実効的な組織体制を構築します。

取組の推進にあたり、関連する目標や指標を定め、定期的に取り組状況のレビューを実施します。

・通報窓口

腐敗行為を防止、または早期に発見するため、従業員、顧客、サプライヤーなど全てのステークホルダーが使用可能な通報窓口を整備します。通報窓口においては、通報者や救済の対象者、その支援者の匿名性を担保し、妨害や報復を禁止します。

・リスク評価・監査

バリューチェーンにおける腐敗行為に関連するリスクを定期的に調査し、腐敗防止への取組状況を評価しています。必要に応じて、自社拠点やサプライチェーンにおけるオンサイト監査を実施します。

・教育・研修

役員及び従業員に対し、関連するガイドラインや規範の周知等を通じた腐敗防止に関する教育・研修や内部通報制度の周知等を定期的に行います。

- ・記録および保管

自社の取引に関して、事実に基づきその全てについて会計帳簿に正確に記録し、関連帳票を適切に保管します。

3. 違反への対応

役員・従業員が腐敗行為防止に関する法令や本方針に違反した場合には、是正措置および再発防止策を講じます。また、社内規程に基づき厳正な処分を行います。

※1 事業を行う中で、不正、違法、または背任にあたるような行為を引き出す誘因として、公務員や外国公務員を含むいずれかの人物との間で贈与、融資、謝礼、報酬、政治献金・寄付その他有形無形の利益を、法令もしくは社会通念上相当と認められる範囲を超えて、供与または受領することを言います。

※2 当該企業に属する者（役員・従業員など）が当該企業の利益と相反する形で、自らの利益を誘導するような行為を、私的にかつ不適切な形で行うことを言います。

尚、腐敗防止の取組みに関してはガバナンス委員会にて推進され、当方針は委員会により定期的に見直しの要否を検討し、必要に応じて見直しを図ってまいります。

2026 年 2 月 25 日 日亜化学工業株式会社 代表取締役社長 小川 裕義